道路交通法施行規則第１条の４第２項の規定による車椅子の確認の基準新旧対照表

旧	新
審　査　基　準 令和元年１２月１日作成	審　査　基　準 令和５年４月１日作成
法　令　名：　道路交通法施行規則	法　令　名：　道路交通法施行規則
根　拠　条　項：　第１条の４第２項	根　拠　条　項：　第１条の５第２項
処　分　の　概　要：　車椅子の確認	処　分　の　概　要：　身体障害者用の車の確認
原権者（委任先）：　警察署長	原権者（委任先）：　警察署長
法　令　の　定　め：	法　令　の　定　め：
審　査　基　準： ・　身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車椅子に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ・　頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車椅子に取り付ける必要が生じ結果として高さの基準を超えてしまった場合 ・　一方の下肢は身体の障害により動かすことができないが他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車椅子を使用する場合 など	審　査　基　準： ・　身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ・　頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ結果として高さの基準を超えてしまった場合 ・　一方の下肢は身体の障害により動かすことができないが他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合 など
標準処理期間：　５日間（行政庁の休日は含まない。）	標準処理期間：　５日間（行政庁の休日は含まない。）
申　請　先：　住居地を管轄する警察署の交通担当課	申　請　先：　住居地を管轄する警察署の交通担当課
問　合　せ　先：　警察署の交通担当課	問　合　せ　先：　警察署の交通担当課
備　考：	備　考：